

# インドネシアにおけるモデル契約書（秘密保持契約書（新素材編））を活用するに際しての留意点



Yenny Halim  
(パートナー  
弁護士)

## (前編)

Acemark Intellectual Property

Yenny Halim は、Tarumanagara 大学で経済学学士、Krisnadwipayana 大学で法学学士、Indonesia 大学で法学修士を取得し 1999 年に Acemark に入社、知的財産分野で活躍している。知財コンサルタントとして登録され、訴訟弁護士の資格も取得している。2014 年に WIPO 世界知的財産の日、2017 年発明推進協会セミナー、2018 年特許と商標に関する Acemark セミナー、2019 年意匠保護に関する FAMI 会議、など数多くの公演も行っており、インドネシアの企業や個人にトレーニングを提供している。2019 年、法務人権省から意匠に関する知財コンサルタントとの最多出願人として表彰を受けたほか、IP STARS、World Trademark Review、Chambers and Partners、ASIAN LEGAL BUSINESS 等より表彰を受けており、また、Who's Who 知財部門にも掲載されている。

### 【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

秘密保持契約は、当事者が秘密情報、データ、技術、ノウハウの交換を含む活動を実行することに互いに合意する場合に必須である。インドネシアでは、秘密情報、データ、技術、ノウハウは、一般に知られておらず、経済的価値があり、秘密を保持するために一定の方法で維持されている場合、営業秘密として保護される。

インドネシアの営業秘密は、営業秘密法 2000 年法律第 30 号に準拠している。営業秘密法第 11 条は、営業秘密の権利者またはライセンシーが、故意かつ権利なく営業秘密を商業目的で第三者に使用または開示した者に対して、損害賠償請求、または使用の中止を求めて訴訟を提起することができるという紛争の解決方法を規定している。訴訟は地方裁判所に提起されるものとされる。営業秘密

法第 12 条は、訴訟による紛争の解決に加えて、当事者は仲裁または代替紛争解決によって紛争を解決することができる」と規定している。

営業秘密を故意に開示したり、契約に違反したり、書面または口頭で営業秘密を秘密にすることを約束した義務を履行しない者は、侵害行為となり（営業秘密法第 13 条）、営業秘密の侵害には、最大 2 年の懲役および/または 3 億ルピア（約 3 百万円）の罰金が科せられる（営業秘密法第 17 条）。

本稿では、参考記事の英訳を参照した上で、インドネシアにおいて、当事者である研究開発型ベンチャー企業と事業会社という異なる国の事業体の中で、モデル契約（秘密保持契約）を活用する際の留意点について説明する。

以下、前編では添付されたモデル契約書の前文から第 11 条までについて、必要と思われる事項を説明、コメントする。

## 【詳細】

### 1. 前文

当事者の名前に加えて、会社が登録されている国、当事者の住所を契約に記載する必要がある。

記載例：

*An agreement on the handling of confidential information disclosed by one party to the other (hereinafter the "Agreement") is made between Company X, a company established and registered under the law of [Japan/Indonesia] whose registered office is at [address] (hereinafter "Party A") and Company Y, a company established and registered under the law of [Japan/Indonesia] whose registered office is at [address] (hereinafter "Party B").*

（参考訳） [日本/インドネシア] の法律に基づいて設立・登録され、[住所] に登録事務所を有する会社 X（以下「当事者 A」）と [日本/インドネシア] の法律に基づいて設立・登録され、[住所] に登録事務所を有する会社 Y（以下「当事者 B」）とは、一方の当事者が他方に開示する秘密情報の取扱いに関する契約（以下「本契約」）を締結する。

## 2. 第1条第1項 秘密情報の範囲

モデル契約書では、秘密情報の範囲を定義するための次の3つのオプションが提供されている：1)秘密情報の範囲が無限定、2)秘密情報の範囲の指定が必要（口頭開示された情報の事後指定なし）、3)秘密情報の範囲の指定が必要（口頭開示された情報の事後指定あり）。

営業秘密法第1条は、情報が一般に知られておらず、経済的価値があり、所有者によって秘密にされている場合に、営業秘密が保護されると定義している。口頭による開示は、後で証明するのが難しい場合がある。法律では、情報の秘密を保持するために特定の必要かつ適切な手順を実行する必要があるとしており、これを考慮すると、最も適切なモデル条項はオプション3である。これにより、開示当事者は情報の口頭開示の書面による証拠を得ることができる。オプション3の書面様式には、受領当事者が、概要を説明した秘密情報を受け取ったことを証明するために、受領当事者も署名するものとする。

## 3. 第1条第2項 秘密情報の定義と開示

モデル契約書は、開示された情報が実際には非秘密情報であることを証明する機会を受領当事者に与えることでバランスをとっている。

モデル契約書の第1条第2項は、営業秘密法の第3条の規定に沿っている。

### 営業秘密法第3条

- (1) 営業秘密は、その情報が機密であり、経済的価値があり、その秘密が必要な努力によって維持されている場合、保護されるものとする。
- (2) 情報が特定の人々によってのみ知られている場合、または情報が一般に知られていない場合、その情報は秘密であるものとする。
- (3) 情報の秘密性が商業活動やビジネスの運営に使用できる場合、または経済的に利益を向上させることができる場合、情報は経済的価値があると見なされる。
- (4) 情報の秘密性は、情報の所有者または情報を管理する当事者が必要かつ適切な努力を払った場合に維持されているものとみなされる。

#### 4. 第2条 守秘義務

モデル条項の第2条第5項は修正する必要がある。受領当事者が秘密情報を開示できるようになる前に、理由の如何を問わず、事前に開示当事者に通知し、開示当事者の費用負担で、それを防止するために必要な手段を講じられるようにしなければならない。

記載例：

*Notwithstanding the preceding paragraphs, the Receiving Party may disclose Confidential Information in each of the following cases (in the cases of (i) and (ii), provided that, the Disclosing Party provides advance notice (to the extent practicable) and reasonable assistance, at the Disclosing Party's cost, to enable the Disclosing Party to seek a protective order or otherwise prevent or limit such disclosure.*

(参考訳) 前各項にかかわらず、受領当事者は、以下の各場合（1号または2号の場合）、秘密情報を開示することができる。ただし、開示当事者が保護命令を求め、またはその他の方法で、かかる開示を阻止もしくは制限できるよう、開示当事者の負担で事前通知および合理的な支援を提供することを条件とする。

合理的な支援とは、開示当事者が秘密情報を保護することを支援するために実施しなければならない、公平、適格、適切である措置をいい、例えば、受領当事者が開示当事者に対して、十分な期間を置いて当該開示を必要とする事項に関する通知を行う、秘密保護のために取り得る措置に関する情報を開示当事者に提供する、などの措置をいう。

#### 5. 第4条 複製された秘密情報の取扱い

受領当事者が秘密情報を複製、再現する行為には、開示当事者の書面による同意が必要であるが、より厳しい複製条件を設けた条項が望ましい。

記載例：

*Except as otherwise may be permitted by this Agreement, neither Party shall copy or otherwise reproduce any part of any Confidential Information of the other Party, not attempt to do so, without the prior written consent of the other Party. Any embodiments of Confidential information of a Party that may be generated by the other Party, either pursuant to or in violation of this Agreement, will be deemed to be solely the property of the Disclosing Party and fully subject to the obligations of confidence set forth herein.*

(参考訳) 本契約で別途許可されている場合を除き、いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の同意なく、相手方当事者の秘密情報のいかなる部分も複製またはその他の方法で再現してはならず、またそのような試みを行なってはならない。本契約に従って、または本契約に違反して、他方の当事者が生成し得る当事者の秘密情報のいかなる具体化も、開示当事者のみの財産とみなされ、本契約に規定される秘密保持の義務の完全な適用を受けるものとする。

## 6. 第 5 条 リバースエンジニアリングの禁止

営業秘密法第 15 条は、リバースエンジニアリングが製品のさらなる開発のみを目的とするものである場合、営業秘密の侵害に当たらないと定めている。受領当事者による目的外のリバースエンジニアリングを防止するため、モデル条項は適切である。

## 7. 第 8 条 損害賠償

モデル契約書では、違約金の有無にかかわらず、損害賠償のオプション条項が用意されている。違約金条項は、一応の根拠として有用であるが、決定的なものではない。なぜなら、通常、裁判所命令または仲裁裁定により、算出された損害額が反映されるからである。したがって、違約金のオプション条項を用いないほうが適切である。

## 8. 第10条 契約期間

モデル契約書の案でもよいが、次のような代替条項も考えられる。

記載例：

*This Agreement shall be in effect for a term of one year from the date of execution hereof. But all provisions of this Agreement regarding Confidential Information or Intellectual Property shall remain in full force and effective after the termination of this Agreement for a period of ... .*

(参考訳) 本契約は、本契約の締結日から1年間有効とする。ただし、秘密情報または知的財産に関する本契約のすべての条項は、本契約の終了後も●の期間、有効であるものとする。

### <地方裁判所に提起する訴訟による紛争解決>

秘密保持契約の当事者は自由に合意条項を設定することができ、ひとたび発効すると、合意は当事者を拘束し、当事者は誠実に履行しなければならない(民法第1338条)。しかし、条項の設定については無制限ではない。一般的な他の契約と同様に、国際ビジネス契約は誠実で合法的であり、公序良俗に反しないものでなければならず、そうでなければ、契約は無効となる(民法第1320条)。

外国の要素を含む契約を交渉する場合、両当事者は準拠法と管轄権について合意する必要がある。契約に起因または関連する論争が生じた場合、準拠法条項がどの法律を使用するかを決定し、また、管轄権条項が訴訟がどこで検討されるかを決定する。

## 9. 第11条 準拠法の条項

日本の裁判所の判決は、法律、相互主義に基づく二国間または多国間の合意がない限り、インドネシアで直接執行することはできない。日本の裁判所の判決を執行するためには、判決を根拠とする証拠としてインドネシア地方裁判所に新たな訴訟を提起しなければならない。つまり、インドネシアの裁判所は日本の裁判所の決定を法的事実として考慮するだけで、本案については判断せず、日本の裁判所の決定

が証拠として認められるためには形式要件を満たさなければならないことを意味する。ただし、両当事者は、本契約の準拠法として日本の法律を選択することができる。そのような場合、両当事者は、裁判所が事件を調査するために日本の法律について意見を述べる専門家証人を雇う必要がある。

管轄権は、私的国際契約の交渉に関して準拠法を含む条項であり、さらに、選択した法域の独占権に従うことが重要である。そうしないと、両当事者は都合のよい原則を考慮して別の法域を選択する可能性が生じる。

しかし、当事者が外国法を準拠法および裁判管轄として合意しているにもかかわらず、国際契約に起因する紛争に関するインドネシアの裁判所の判断には、様々なケースがある。いくつかのケースでは、インドネシアの裁判所は、外国法を準拠法とする契約から生じる紛争について、訴訟能力がないことを理由に訴訟を却下することがある<sup>1</sup>。また、いくつかのケースでは、インドネシアの裁判所は、紛争との最も現実的かつ実質的な「関連性」を考慮することにより、法の選択や管轄権を無視することもある<sup>2</sup>。ここでいう「関連性」とは、利便性や費用、証人や書類の入手可能性、当事者が居住する場所、当事者が事業を行っている場所、準拠法などである。

準拠法および裁判管轄の決定は、多くの要因、すなわち、契約に選択される法律に関して当事者がどれだけ精通しているか、当事者の資産の所在地、各当事者の交渉上の地位の影響を受け、さらに、慣習も契約の準拠法の選択に影響を与える。

両当事者が法律と管轄権の選択に同意した後、起草者は条項の起草に進む。以下に例示するように、準拠法の条項である第 11 条には、他のオプション（条項のバリエーション）がある。

記載例：

*Any dispute arising out of or in connection with this Agreement shall be construed in accordance with the law of ... . (choice of Law)*

<sup>1</sup> See: Supreme Court Jurisprudence No. 1084 K/Pdt/1985 dated 17 July 1986, PT Merck Indonesia vs Tn. Bernhard (No link), case no. 1537 K/Pdt/1985 dated 21 January 1991, PT. Asuransi Harta Aman Pratama vs. PT. Pelayaran Manalagi (No link), case no. 1935K/Pdt/2012 dated 14 January 2013 (<https://putusan3.mahkamahagung.go.id/direktori/putusan/2fec284ea0166f862f863c19de39e125.html>)

<sup>2</sup> See: Supreme Court decision No. 3440 K/Pdt/2020 dated 21 December 2020, AHC Management Pte. Ltd and PT. APVC Indonesia vs. Go Liok Tjioe et.al. (<https://putusan3.mahkamahagung.go.id/direktori/putusan/zaec3bb4b51f3e1e924e313531333036.html>)

(参考訳) 本契約に起因または関連する紛争は、●の法律（（準拠）法の選択）に従って解釈されるものとする。

*This Agreement shall abide and therefore must be construed and interpreted in accordance with the Laws and Regulations of ... . (choice of Law)*

(参考訳) 本契約は順守するものとし、したがって、●の法律（（準拠）法の選択）および規則に従って解釈および解釈する必要がある。

*This agreement and all the terms and provision and conditions of the agreement and all questions of construction, validity and performance hereunder shall be governed by ... law.*

(参考訳) この契約と、契約のすべての条項と条件、および本契約に基づく解釈、有効性、および履行に関するすべての問題は、●法に準拠するものとする。

契約上の権利と義務の限られた問題だけでなく、両当事者の関係のすべての側面を網羅することが望まれる場合は、以下に例示するような、より広範な法律規定の選択肢を使用することができる。

記載例：

*Any dispute arising out of or related to this Agreement, or the Parties' relationship created hereby, shall be governed by the laws of ... . (choice of Law)*

(参考訳) 本契約、または本契約によって作成された両当事者の関係に起因または関連する紛争は、●の法律（（準拠）法の選択）に準拠するものとする。

モデル契約書の第 12 条、第 13 条および追加を検討すべき事項については、「インドネシアにおけるモデル契約書（秘密保持契約書（新素材編））を活用するに際しての留意点（後編）」をご覧ください。



【参考記事】

- ・秘密保持契約書（新素材編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/01c16b33328fab2fd639009ec697cace.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/6af04cb756a0ab036702e05881755c18.pdf>

【ソース】

- ・インドネシア営業秘密法 2000 年法律第 30 号 (LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NO. 30 OF 2000 REGARDING TRADE SECRET)

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/2258>

- ・インドネシア民法 (Indonesia Civil Code)

<http://www.kuhper.com/>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)